

だい じ かわさきし
第8次 川崎市

こども^{けんり}の権利^{かん}に関する^{こうどうけいかく}行動計画

(こどもの“^{こえ}声”を^き聴く^{とりくみ}取組)

みらいきょくせいしょうねんしえんしつ
こども未来局青少年支援室
れいわ ねん がつ
令和8(2026)年3月



子どもの“声”を聴く取組

川崎市では、2001年に全国で初めてつくった「川崎市子どもの権利に関する条例」をもとに、これまで20年以上にわたって行動計画をつくり、いろいろな取組を進めてきました。令和8年度から始まる新しい行動計画をつくるときに、子どもの意見やアイデアを取り入れるため、いろいろな取組を行いました。

1 計画の案づくりに向けた取組

まずは行動計画の案をつくるため、いろいろな方法で子どもをはじめとする市民の皆様^{みなさま}に意見やアイデアをいただきました

- ・対面でのヒアリング
- ・LoGo7フォームによるアンケート調査



2 パブリックコメントの実施

子どもの意見を取り入れてつくった行動計画の案に対して、市民の皆様から広く意見をいただきました。

1 計画の案づくりに向けた取組

対面でのヒアリング とくせつ 特設ブースを設置!

2025川崎マリエンあそびの日
日時：9月7日(日) 10:00~15:00
場所：川崎マリエン



多摩区子ども・子育てフェスタ
(たまたま子育てまつり)

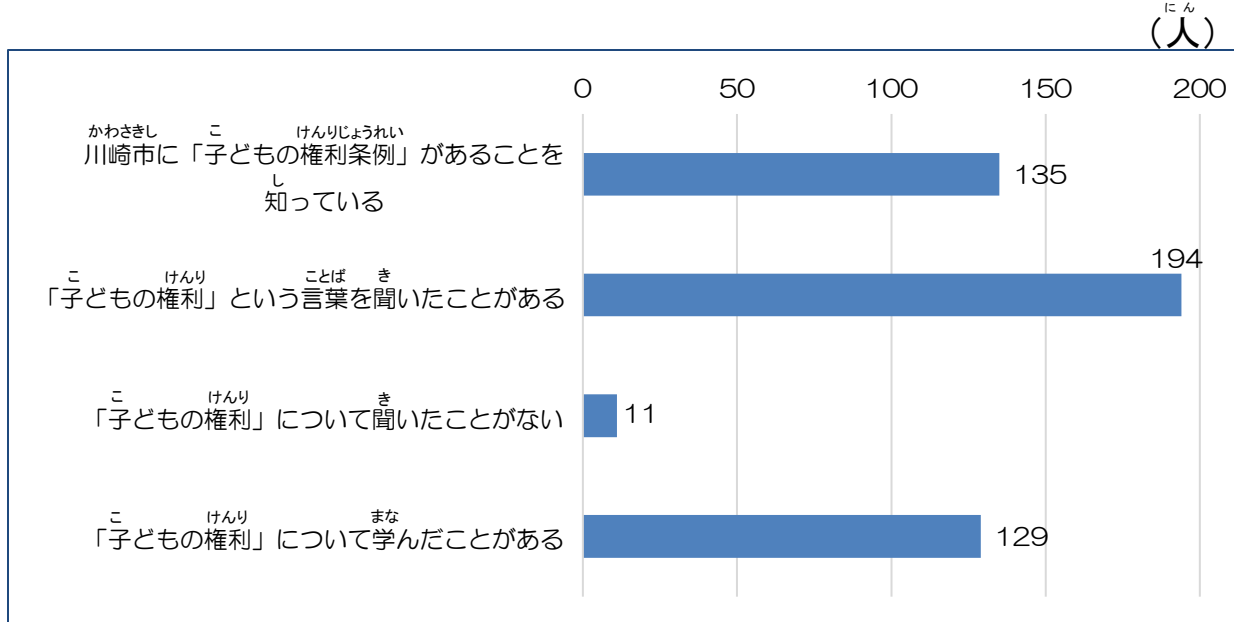
日時：9月14日(日) 10:00~15:00
場所：多摩区総合庁舎

シール投票・ヒアリングを行い、
2か所合計で445名の方に回答していただきました!

LoGoフォームによるアンケート調査

期間：10月1日(木)～10月10日(土)
 回答数：312名 ※大人含む

Q 「子どもの権利」について
 あてはまるものを選んでください (複数選択)



子どもの権利について
 あなたの意見をきかせてください！

取組をよくするアイデア

川崎市では、2001年に全国で初めて作った「川崎市子どもの権利に関する条例」をもとに、これまで20年以上にわたって行動計画を作り、いろいろな取組を進めてきました。令和7年度は次の新しい行動計画を作るために、取組の見直しを行っています。子どもの考えや意見を取り入れた行動計画を作るため、あなたのアイデアや意見を教えてください。

回答はこちらのフォームから！
 回答締切：10月10日(金)

川崎市子どもの権利条例とは？
 子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるための市と市民の約束です。安心して生活ができて、困ったときは助けをもらって、さまざまな場に参加できることをめざしています。

行動計画とは？
 2001年に川崎市子どもの権利に関する条例が作られてから、市全体で、子どもの権利がしっかりと守られるための仕組みや仕事がしっかりと進められるように作っている計画です。こども基本法や、市が取り組んできたことなどを一掃に考え、さらに、子どもを愛する市民の皆さんの意見も聞きながら計画を進めていきます。

川崎市役所 こども未来局 青少年支援室

Q 第7次行動計画の「子どもの権利」に関する5つの取組について
あなたはどのように思いますか？アイデアや意見を聴かせてください

5つの取組とは…？

- ① 広報・啓発・学習への支援及び市民活動への支援
- ② 個別の支援
- ③ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障
- ④ 子どもの参加
- ⑤ 相談及び救済



(子どもからの主な意見)

- ・ 多くの人に子どもの権利を知ってもらうことで、子どもの人権がより尊重されると思う
- ・ 外国につながるのある子どもが安心して過ごせるようにいろいろなサポートをしてほしい
- ・ 虐待など体罰はよくないので取組をしてほしい
- ・ 子どもの意見に寄り添っていてとてもありがたいです
- ・ (相談などできる) その環境が必要。子どもにとってとてもありがたいことだと思う

Q 「子どもの権利」について思っていること、考えていることがあれば自由に書いてください

- ・ 子どもの権利をみんなで守ることがあたりまえになるとよい
- ・ もっと相談者の気持ちを考えて欲しいし、寄り添って欲しい
- ・ 「子どもの権利」、学ぶ権利！全ての子ども達へ、平等であってほしい
- ・ 小学生にもっとわかりやすく伝えてほしい
- ・ 子ども会議でもっと楽しいことをしたい
- ・ 悲しい思いをする子とかいなくなっしてほしい
- ・ 大人が思っているよりも子どもがいろいろなことを考えて生きている
- ・ 子どもの権利は子どもにとってとても必要だから、それを大人たちに守ってほしい
- ・ 子どもの権利も大事だけど、大人も自分に権利があるから大事にしてほしい
- ・ 子どもの権利をもっと子どもが利用、活用できる世界になっほしい



2 パブリックコメントの実施

いただいた意見などをふまえて、「第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画」の案をつくり、パブリックコメント（※）で案についての意見を募集しました。

※パブリックコメントとは？

川崎市の条例や計画など、ルールを作ったり変えたりしようとするときに、その案について広く皆さんから意見をもらって、より良いものにするためのしくみです。

市政だより、市ホームページに掲載したり、区役所やこども文化センター、夢パークなどに資料を置いたりして広くお知らせしました。

わかりやすく解説した
動画を作成！



平中学校・菅生中学校の
生徒と一緒に
子どもでもわかりやすい
ポスターを作成！



パブリックコメントの結果



期間：11月25日(火)～12月25日(木)

届いた意見の数
96通161件



届いた意見のうち、
子どもから届いた意見の数
24通43件

※1通の意見の中にいくつかの内容の意見があった場合は、件数で集計しています。

例：1通の意見の中に意見が3つ→1通3件

子どもから届いた意見

※同趣旨の意見をまとめているため、子どもから届いた意見の数と掲載している意見の数は一致しません。

意見 1

子どもの権利に関してさまざま取り組んでいることは良いと思うが、資料がわかりづらいので、もう少し見やすいといい。(同趣旨 他3件)

パブリックコメントの実施にあたっては、説明資料がわかりやすくなるよう、子どもの意見を参考にして、漫画や動画を作成するなどの工夫をしました。

今後も、子どもの意見を聞きながら、よりわかりやすく計画が伝わるよう取り組んでまいります。

意見 2

子どもが幸せになる前に、大人が幸せになったほうがいいと思う。



平成12（2000）年の条例制定にあたって、条例の骨子案作りに関わった子どもたちから大人へのメッセージとして「まず、おとなが幸せにいてください。

（中略）子どもはそういう中で、安心して生きることができます。」という言葉がありました。本計画では、子どもに対する取組とともに、子どもの最善の利益を確保するため、子育て家庭に寄り添い、地域社会で子育てを応援するしくみづくりに向けた取組等を進めてまいります。



意見3



虐待されている子どもたちがかわいそうだから、110番を増やして子どもたちが行く。子どものモヤモヤがあった時、1か月か2か月に1回「モヤモヤなあい？」ときく。

虐待をなぜするのか。監視カメラをつけてほしい。虐待したら罰金してほしい。

通報、定期的に何かないか確認、いじめや虐待を証言する人がいたら証拠がなくても調べる。



育児に関する不安や負担が児童虐待につながる恐れがあることから、伴走型相談支援である「妊婦等包括相談支援事業」と経済的支援である「妊婦のための支援給付」を効果的に組み合わせることで、出産前後の妊産婦等の方を総合的に支援をすることにより、妊娠期からの切れ目のない支援を実施しています。

また、かながわ子ども家庭110番相談LINEや川崎市児童虐待防止センター等の相談窓口を周知するとともに、さまざまな機会を活用した普及啓発活動を積極的に行うことにより児童虐待の未然防止を図っています。

さらに区役所においては、子育て家庭等の抱える課題の早期発見・対応及び児童虐待の重篤化の防止等に向けて、各区役所地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置付け、児童福祉・母子保健の両機能をより一体的に運営することで、多様な支援ニーズを把握するとともに、令和7年10月から新たに開始した子育て世帯訪問支援事業などの家庭支援事業を活用し、地域の関係機関と連携しながら、個別的・専門的な支援を実施しています。

また、各学校においては定期的にアンケートを実施し、教育相談（児童生徒との面談）を行っています。

意見 4

先生に言う、警察に言う、児童相談所に報告する。

虐待されたときに話せる場所がほしい。



児童虐待に関する相談窓口として、児童相談所では、0歳～18歳未満の児童に関する
ことで、保護者、児童自身からの相談を受け、一緒にその問題解決に努めております。
また、児童虐待防止センターで24時間365日電話による相談を受け付けているとともに
、かながわ子ども家庭110番相談LINEでは、月曜日から土曜日の9時から21時まで、親子
関係や家族の悩みなどについて、専門の相談員がコミュニケーションアプリ「LINE」を
通じて無料で相談をお受けしています。

意見 5

子どもの権利について全く知らない人を少しでも自分たちの力でなくせるようにしたいの
でもっと広めていけるようにしたい。

SNS や動画の活用など時代や社会状況に合わせた広報手段や、ポスターや漫画の活用な
ど、伝えたい人に興味を持ってもらえる周知方法について検討するとともに、子どもの
権利について学ぶ機会等を推進し、より多くの市民に子どもの権利に対する理解を深め
られるような取組を進めてまいります。

意見 6

学校では1年に1回くらいしか子どもの権利についての勉強をしないので、いじめも過去にあって、これからもおきそうだから、もう少し増やしてほしい。

本市では、子どもの権利学習は、さまざまな教科と関連させながら年間を通して進めています。

また、授業で学んだことが、その後の学校生活につながるよう、引き続き学習内容を検討してまいります。



意見 7

子ども権利を知らない人や子どもがたくさんいるので、もっと授業とかで広めていったらいいんじゃないかと思う。



本市では、11月20日をおわさき子どもの権利の日、その日を含む前後1週間は子どもの権利に関する週間とし、各学校で子どもの権利学習に取り組んでいます。

また、子どもの権利に関する週間を学校公開日としている学校も多く、保護者にも子どもの権利学習を参観していただく機会もあります。

意見 8

多くの子どもに子どもの権利を知ってもらうため、子どもの意見を聴いて、子どもの権利についての絵本（本）を作成し、配布してほしい。（同趣旨 他3件）

子どもの権利に関する条例を幼児にも伝えられるよう、「れいちゃんとまほうのすな」という絵本を平成28(2016)年に発行しました。今後、リニューアル、再発行も含めてその活用を検討してまいります。



意見 9

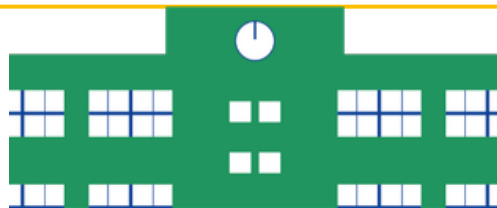
子どもの会議がほしい！学校以外でもはなしたい！（同趣旨 他1件）。

計画51ページ第4章の施策の方向Ⅱ「子どもの意見表明・参加の推進」でも触れていますが、本市では、市や地域の課題について、年間テーマを決めて月2回程度子どもたちが集まって話し合う「川崎市子ども会議」を開催しています。子ども会議では、一度だけでも参加できる「カワサキ☆U18」という企画も年3回行っています。今後も子どもたちの意見を踏まえながら、川崎市子ども会議の充実を図り、子どもの意見表明に関する取組を推進してまいります。

いけん
意見10

ぶんか だんたいりようほうほう かんきょう かいぜん
こども文化センターの団体利用方法やWi-Fi 環境を改善してほしい。

こども文化センターについては、児童館という目的施設として支障をきたさない範囲で、市民活動における地域の活動拠点として、施設の有効活用を行っているところであり、また、すべてのこども文化センターにWi-Fiを整備しているところですが、利用者にとって、より過ごしやすい施設となるよう、今後も利用者のニーズの把握や利用方法の検討に努めてまいります。



いけん
意見11

ちゅうがっこう かな かし 必ず
中学校で肩に髪がかかってもOKにしてほしい。(結ばなくていいようにしてほしい)。

がっこうせいかつ やくぎく がっこう き こうぎく がっこう き
学校生活のルールや約束は、学校ごとに決めています。校則や学校の決まりについて、
いま じだい あ りゆう どう みなお ひつよう
今の時代に合わなかったり、理由がわからないルール等については見直しが必要であり、
きょういくいんかい かくがっこう たい とぎとき あ みなお し
教育委員会からは、各学校に対し、その時々に合わせて、見直しをするようにお知らせするとともに、児童会や生徒会で、見直しを考える機会を作るなど、子どもたちの意見を聞きながら、学校生活のルールや約束を考えるよう働きかけています。

意見12

【意見が言いやすくなるための方法】

- ・まずは一緒に遊んで仲良くなる。（本当のことが言えるようになるから）
- ・支えん室にカードゲームなどをもって行って遊んでもらう。

子どもが安心して意見を言うことができる環境づくりのためには、子どもと仲良くなること（関係性の構築）がとても大切だと考えています。子どもに関わる大人を対象とした研修などを行うことで、より子どもが意見を言いやすい環境づくりに取り組んでまいります。



意見13

待機児童や放課後等で遊ぶ場所がないような子どもたちのために、こども文化センターのような児童館をもっと増やしていただきたい。（同趣旨 他1件）

こども文化センターについては、子どもが自由に過ごせる施設として、概ね中学校区に1か所の設置をしており、子どもが自由に来館して利用することができます。現在、新しい施設を増やす予定はありませんが、今後も快適に利用いただけるよう努めてまいります。

意見14

夜を（街頭を）明るくしてほしい。（習い事のかえりが暗くて道がみえない！）
（同趣旨 他1件）

防犯灯の設置については、周辺の居住者の生活に影響があることから、通行人の方だけではなく、居住者の方の意見も踏まえた上で、効果的な場所に設置していく必要がありますので、地域の状況を把握している町内会・自治会等が、周辺住民と協議し、毎年7月頃に市へ設置要望をしていただいております。

防犯灯の設置を希望される場合は、区域の各町内会・自治会等へ御相談いただきますようお願いいたします。

また、防犯灯の設置の流れについては、次のホームページで確認ください。

【市の防犯灯を新設したいとき】

<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000105511.html>



意見15

誘拐犯がいなくなっほしい！！

本市では、総合的な防犯対策を推進するため、市民、事業者、関係団体、警察及び行政が連携・協働して、「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」を設置しています。「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」では、毎年「川崎市安全・安心まちづくり推進計画」を策定し、主な取組として、「パトロールや見守りなど地域自主防犯活動の推進」、「地域における連携の強化」、「子どもを守るための取組」、「広報・啓発・情報提供」について、連携を図りながら活動を推進しています。また、本市の刑法犯認知件数は、大都市の中でも平均を下回っているところですが、都市イメージの向上と犯罪の抑止効果を高めることを目的として、昨年3月に、川崎駅周辺を「防犯カメラ整備重点地区」とし、防犯カメラを100台設置して運用を行っています。

併せて、犯罪の発生防止に向けた環境整備として、防犯カメラ設置補助制度の推進や防犯灯の管理及び設置促進について取組を進めております。



意見16

ボール遊びに厳しすぎる。特に野球に関しては、やるだけで禁止されているところが多いので、もうすこしできる場所を増やしてほしい。



市内の公園では、数人で行う軟らかいボールでのキャッチボールやサッカーボールでのパス回しなどのボール遊びは、他の利用者の迷惑にならず、譲り合いながら利用する限り、禁止していません。今後も、市民に安全に御利用いただけるよう、利用ルールについて周知してまいります。

意見17

バンダリーを大切にしてほしい。
(誰かのものを許可なく捨てたりすることをやめてほしい)



自分の大切にしたい気持ちや、他の誰かの大切にしたい気持ち、どちらの気持ちも大切されることが重要と考えておりより多くの市民に子どもの権利に対する理解を深められるような取組を進めてまいります。

意見18

(学校で) 他のクラスにも入れるようにしてほしい。

(他のクラスの) 友達と遊びたいし、大事なことで相談したい。



多くの人と関わることは豊かな人間形成にも有効であると考えます。各学校では休み時間だけでなく、行事や総合的な学習の時間等において、クラスの枠を外して、さまざまな活動に取り組んでいるところです。

意見19

大人も楽しめるイベントをたくさんつくった方がいいと思う。大人と子どもでできるやつ。

「大人だけ」や「子どもだけ」じゃなく。



子ども文化センターで行うイベント・行事につきましては、各施設の地域特性や地域人材等を活かしながら、子ども運営会議における子どもたちの意見や、利用者からの要望等を踏まえて実施しております。

また、地域の方々から、イベント等の実施の提案をいただいた際には、協働・連携したイベントの企画・実施も取り組んでおり、今後も引き続きこうした取組を進めてまいります。

意見20

キッズ携帯で子どもと子どもとの電話がしたい。



家庭でも子どもの意見を聞きながら必要なルールを決められるよう、子どもの権利についての普及・啓発に引き続き取り組んでまいります。

意見21

男子がへんな言葉を言わないようにしてほしい。

自分の気持ちを伝えたり、その気持ちが尊重されることが大切だと考えています。直接相手に伝えることが難しいときには、嫌な気持ちをそのままにして我慢せずに、まわりの人、大人に相談しても大丈夫です。



意見22

公園が増えてほしい。

本市では、土地の高度利用が進むなど、公園用地の確保等に課題はありますが、地域特性を活かした魅力ある施設の整備や、老朽化の進んだ公園の再整備、バリアフリー化、民間活力導入の検討などの取組により、都市の価値を高めるよう魅力的な公園の整備を進めてまいります。

意見23

あいさつを返してほしい！！



こども文化センターでは、子どもの自主的・自発的な活動の支援や子どもが参加できるイベントの実施、また、子どもからの相談を受けたり、施設の管理を行うために大人の職員が常駐しているところですが、利用者にとって、より過ごしやすい施設となるよう、研修等を通じて職員が適切に子どもの遊びや活動を支援できるよう、今後も努めてまいります。

意見24

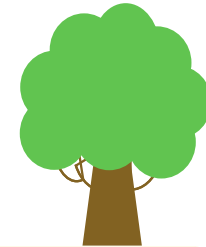
受験（高校）について、自分の好きな行きたい学校、理由が近いからで行きたいと親に言ってもことわられてしまい職業に有利な学校に入れられる。

進路については本人の意思を尊重し、保護者の方と話し合っ決めて決めるものであると考えます。

条例第14条では、子どもには自分に関わることを大人のアドバイスを受けながら自分で決めることができるとあります。

進路についても、子どもが親や先生などのアドバイスを受けながら、子ども自身が決めることが大切だと考えます。先生や子を持つ親に対し、子どもの権利について、理解をしていただくような取組を推進してまいります。

いけん
意見25



とどろき りよくち もり
等々力緑地の森をなくさないでください。

とどろき りよくち さいへん せいび りよくち みずべ かのう かぎ げん
等々力緑地につきましては再編整備にあたり、まとまった緑地と水辺は、可能な限り現
いち ぼぜん せいぶつ たよう せい はいりよ りようこう りよくち かんきよう そうしゅつ ほうしん
位置で保全するとともに、生物多様性に配慮した良好な緑地環境を創出する方針です。
げんざい こうえん かりよくこうじよう こうえん りよう あんぜんせい りよう ぼうさいきのう かくほ ろう
現在、公園の魅力向上、公園利用における安全性、利用しやすさ、防災機能の確保、老
ぼく かんり そうごうてき かんあん りよくち さいはいち ふく とち りよう けんとう たか
木の管理などを総合的に勘察し、緑地の再配置も含めて土地利用を検討しており、高さ3
いじよう きぞんじゅもく ぼんていど ぼっさい しょう みこ ぼっさい しょう ほんすう
m以上の既存樹木990 本程度の伐採が生じる見込みでございしますが、伐採が生じた本数
いじよう あら じゅもくやく ぼん しょくさい けいかく
以上に新たな樹木約1,800 本を植栽する計画でございします。



げんざいせいびないよう みなお じっし げんじてん そうてい たか いじよう き
また、現在整備内容の見直しを実施しており、現時点での想定として、高さ3m以上の既
ぞんじゅもく ぼっさいほんすう げんけいかく ぼん ぼんていど げんしょう かのうせい ひ
存樹木の伐採本数は、現計画からさらに100 本から200本程度減少する可能性があり、引
つづ てきせつ ぼっさい しんしょく いしょく ぼぞん ほうほう けんとう
き続き、適切な伐採、新植、移植、保存方法について、検討してまいります。

いけん
意見26

とどろき りよくち こうえん
等々力緑地の公園をなくさないでください。

こ あそ ば もり せいぎ もり
子どもの遊び場につきましては、「ふるさとの森」や「21世紀の森」など、まとまった
みどり ぼぜん ゆうぐひろば だれ じゆう す こうだい しばふ ひろば
緑を保全し、遊具広場や誰もが自由にのびのびと過ごせる広大な芝生広場（みどりのはら
ら）を新たに整備するほか、催し物広場は移設し再整備する計画となっております。

意見27

市バスの回送の色を緑にしてほしい。最終バスの色を赤にしてほしい。会場（小杉からとどろきアリーナ）へのバスの色を変えてほしい。

市バスでは、どなたでも昼夜を問わず明確に行先がわかるよう、LEDの行先表示器を設置しております。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

意見28

バスの本数を増やしてほしい。



市バスでは、限られた車両や運転手の中で運行計画を策定しており、増便については、他のバス路線の見直しを伴うため、慎重な検討が必要となります。今後も利用動向等を踏まえ、市バスネットワークの維持に努めてまいります。



意見29

野菜やお菓子の値段をあげたり下げたりしてほしい。値段を上げたらほかのお店が作れたり、値段を下げたら、他のものを買える。

本市では、個々の野菜やお菓子の値段を上げたり下げたりすることは難しいですが、子どもも大人も住みやすい街になるように今後も取組を進めてまいります。

意見30

町中の絵をおもしろくしてほしい。



本市では、ミュージーラルアートを「川崎らしい若者文化の発信」として位置付け、まちなかに彩りを添える取組を進めており、ストリートカルチャーを感じられるかっこいいデザインを中心に、かわいらしい絵や親しみやすい作品も取り入れています。作品の制作にあたっては、子どもたちのアイデアや感性もまちなかに反映されるよう、小学生を対象としたワークショップも実施するなど、創作の過程に参加できる機会を設けていますので、今後もこうした取組を引き続き行っていきます。

いけん
意見31

としょかん しょうせつ ふ
図書館がふえてほしい。小説が増えてほしい。



としょかん きぞん かんおよ ぶんかん きよてん しみん てんかい あら しせつせい
図書館は、既存の館及び分館を拠点として市民サービスを展開しており、新たな施設整
び おこな よてい がっこうとしょかん かいほう がっこうしせつ ゆうこうかつよう じどうしゃぶんこ
備を行う予定はございませんが、学校図書館開放など学校施設の有効活用、自動車文庫
しな いじゅんかい だいがくとしょかん そうごれんけい しみん みぢか ばしょ としょ
による市内巡回、大学図書館との相互連携などにより、市民の身近な場所での図書サー
びゅうじつ つと
ビスの充実に努めています。

れいわ ねん がつ でんしとしょかん ほんかくじっし おこな かつよう
また、令和6年10月から「かわさき電子図書館」の本格実施を行うなど、ICTを活用した
しさく すす ひ つづ しみん しゅたいてき まな かつどう しえん
施策を進めており、引き続き、市民の主体的な学びや活動を支援してまいります。

いけん
意見32

なかやす ふ どうしゅし ほか けん
中休みを増やしてほしい。(同趣旨 他1件)



じかんわり こ がっこう じかん がくしゅう ひつよう じゅぎょうじすう こうりよ
時間割は、子どもたちが学校にいる時間と学習に必要な授業時数のバランスを考慮しながら
かくがっこう き おお しょうがっこう やす じかん ぶん ぶんていど
各学校で決めており、多くの小学校では休み時間を20分から30分程度としております。

意見33

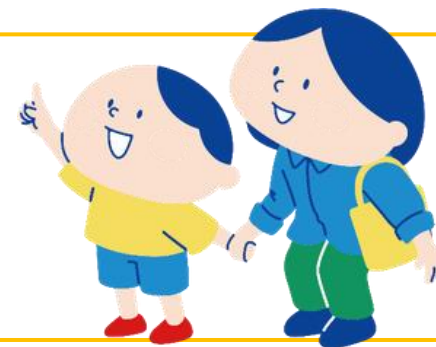
図工室の材料が増えてほしい。



各学校では、学校ごとに予算の使い方について計画を立ててさまざまな物品を購入しているところがございます。本市といたしましては、今後も引き続き、学校の実情や教育活動の優先度を踏まえ、必要な物品の計画的な整備と適正な予算の確保に努めてまいります。

意見34

生き物が増えてほしい。



本市では、たくさんの種類の生き物すべてが関わりあって存在していく状態（生物多様性）を守っていくために、「生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～」を作成しています。

それに基づき、生物多様性を守るために必要なことや、身近な生き物を知ってもらえるように、デジタル図鑑の公開や自然と触れ合うことができるイベントなどを行っています。今後もたくさんの生き物が共に生きられるよう、必要な取組を進めていきます。

意見 35

なぜ学校に監視カメラがないのか。

現在のところ、各教室等に監視カメラを設置することについては、プライバシー保護の観点から、難しいと考えています。



みなさんからいただいた、たくさんの意見を参考に 第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を作りました！

いただいた意見などを参考に、計画で取り組んでいくことを

3つの方向、10の施策に分けました!!

計画の内容については、「こどもリーフレット」などを見てね!



↑こどもページ
行動計画について

子どもの権利が守られるために、
次の3つのことについて特に力を入れて取り組みます!

- 1 「子どもの権利を知ってもらうための
取組を進めること」
- 2 「子どもの思いや考えを大切にするための
取組を進めること」
- 3 「子どもの居場所づくりの取組を進めること」





かわさきし
川崎市子ども未来局青少年支援室

じゅうしょ
住所：〒210-8577 かわさきしかわさきくみやもとちょう ばんち
川崎市川崎区宮本町1番地

でんわ
電話：044-200-2344

FAX：044-200-3931

メール：45sien@city.kawasaki.jp